

議案第 1 1 号

匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成18年匝瑳市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第2項本文中「令和6年4月から令和7年3月まで」を「令和7年4月から令和8年3月まで」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(参考)

匠瑛市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 特別職の職員に係る令和7年4月から令和8年3月までの間における給料月額 は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額からその1 00分の10（副市長及び教育長にあっては、100分の5）に相当する額を減 じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に規 定する額とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>本則 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 特別職の職員に係る令和6年4月から令和7年3月までの間における給料月額 は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1に規定する給料月額からその1 00分の10（副市長及び教育長にあっては、100分の5）に相当する額を減 じた額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に規 定する額とする。</p> <p>以下 略</p>